様式第１号**（令和元年10月１日改正）**

この書類を県税事務所に提出すると，自動車税（種別割）の還付金は譲受人に支払われます。よくお読みください。

**自動車税（種別割）過誤納金の還付請求権譲渡通知書**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

　茨城県　　　　県税事務所長　殿　　　　　　　　　　　　　≪譲渡人（納税義務者）≫

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〒　　　－

住　所（所在地）

氏　名（名　称）

　　　 代表者名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

連絡先（電話番号）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　　　　　）　　　　－

　私は，次の過誤納金（還付加算金を含む）に係る還付請求権を下記の譲受人に譲渡しましたので通知します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 譲受人 | 住　　所（所在地） | 〒　　　　－ |
| 氏　　名（名　称） | フリガナ | 連　絡　先（電話番号） | （　　　　）　　　－ |
|  |
| 過誤納還付金 | 自　動　車　の　登　録　番　号 | 税金の年度（課税年度） | 還付の発生事由及びその年月日 |
| 水　戸土　浦茨つくば |  |  |  | かな |  |  |  |  | 年度 | 　　　　　　年　　　　月　　　　日１　抹消　　　２　超過納付３　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

**注意事項**

|  |  |
| --- | --- |
| ①　この書類は，**還付原因の発生した日から１週間以内に提出**してください。また，**還付の発生が確認できる書類（抹消登録や非課税であること等が確認できる書類）**を添付してください。②　この書類は，必ず**譲渡人（納税義務者）が自署**し，**登録印（実印）を押印**のうえ，**印鑑証明書（原本****で発行日から３か月以内のもの）を添付**してください。③　譲渡人の住所・氏名が車検証と異なる場合は，住民票謄（抄）本・戸籍謄（抄）本・商業登記簿謄本等（発行日から３か月以内のもの）の変更の事実が確認できる書類を添付してください。また，２週間以内に納付された場合には，領収証書の写しも添付してください。④　「自動車税減額賦課決定通知書」及び「自動車税過誤納金還付（充当）通知書」は，譲渡人（納税義務者）へ送付します。⑤　この書類を提出されても，県税の未納の徴収金がある場合は，地方税法第17条の２第１項の規定により未納の徴収金に充当されることがあるため，過誤納額と還付金額は必ずしも一致しません。⑥　上記過誤納金について口座振替を希望される場合は，右記の口座振替申出欄に記入してください。⑦　提出先は裏面の管轄県税事務所をご参照ください。 | **口　座　振　替　申　出　欄** |
| 金融機関名 | 金庫銀行　　　　　　　　本・支店信用組合 |
| 金融機関コード |  |  |  |  |
| 支店コード |  |  |  |
| 口座種別 | １．普　通　　　　　　　２．当　座 |
| 口座番号 | Ｎｏ． |
| フリガナ |  |
| 名義人氏名 |  |
| ※譲受人名義の口座に限ります。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 管轄県税事務所 |  |  |  |
| 県税事務所 | 所在地 | 電話番号 | 管轄区域 |
| 水戸県税事務所 | 〒310-0802 | 029-221-6670 | 水戸市，笠間市，小美玉市，茨城町，大洗町，城里町 |
|
| 水戸市柵町1-3-1 | （管理課） |
|
| 常陸太田県税事務所 | 〒313-8666 | 0294-80-3313 | 日立市，常陸太田市，高萩市，北茨城市，ひたちなか市，常陸大宮市，那珂市，東海村，大子町 |
|
| 常陸太田市山下町4119 | （総務課） |
|
| 行方県税事務所 | 〒311-3893 | 0299-72-0041 | 鹿嶋市，潮来市，神栖市，行方市，鉾田市 |
|
| 行方市麻生1700-6 | （総務課） |
|
| 土浦県税事務所 | 〒300-0051 | 029-822-7203 | 土浦市，石岡市，つくば市，かすみがうら市，つくばみらい市，龍ケ崎市，取手市，牛久市，守谷市，稲敷市，美浦村，阿見町，河内町，利根町 |
|
| 土浦市真鍋5-17-26 | （管理課） |
|
| 筑西県税事務所 | 〒308-8511 | 0296-24-9184 | 古河市，結城市，下妻市，常総市，坂東市，筑西市，桜川市，八千代町，五霞町，境町 |
|
| 筑西市二木成615 | （総務課） |
|

※提出先がご不明な場合は，税務課（TEL　029-301-2446）にお問い合わせください。